

学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年10月1日作成

米子北高等学校

1 寮管理の心得について

米子北高は、学校長のリーダーシップのもと、学校寮における新型コロナウイルス感染者の集団発生を防止するため、施設の衛生管理及び改善を常に図り、感染防止に努める。

2 寮職員（以下、舎監）の感染予防対策について

- (1) 出勤前の体温測定（発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は自宅待機。）
- (2) 感染者・濃厚接触者と判断された場合は速やかに報告。
- (3) 寮内では、手洗い（手指の消毒）・咳エチケットの励行、原則マスクの着用。
- (4) 寮生の感染予防対策及び衛生管理の徹底の指導や設備の最終的な消毒を行う。
- (5) 舎監室の定期的な換気、入退室時の手指消毒
- (6) 交代時の室内の消毒
- (7) 感染予防対策に係る設備や物品の稼働状況の確認と報告

3. 寮生への対応

【3-1】 入寮（帰省等から寮に帰ってくる場合を含む）時の注意事項

- (1) 寮生の入寮前2週間の行動歴（外出先など行動記録表）及び体調記録を提出させること。
- (2) 寮生が入寮の直前・直後に発熱や咳、咽頭痛等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を出した場合、個室で休養させ、発熱・帰国者・接触者相談センターに相談の上で、改めて入寮の可否を判断する。

【3-2】 寮生の体調管理について

- (1) 寮生は、起床後、帰寮後BLENDで体温、行動記録表を回答する。
- (2) 寮生は異状があった場合、速やかに舎監へ申告することを徹底する。
- (3) 玄関に手指の消毒設備を設置し、帰寮時には必ず手洗い（手指の消毒）を行うよう寮生を指導する。また、玄関では大声での会話は控えるとともに、玄関で密集しないよう寮生を指導する

【3-3】 寮生に発熱及び咳、咽頭痛等の症状がある場合の危機管理対応について

- (1) 舎監は、寮生が発熱や咳、咽頭痛等の症状があることを確認した場合、管理職に報告するとともに、症状がある寮生を個室で休養させる。（フロー図1）
- (2) 報告を受けた管理職は、発熱・帰国者・接触者相談センター（以下「センター」という。）に相談の上で、センターの指示に従った対応を指揮する。
- (3) 相談の結果、寮生が帰国者・接触者外来の受診勧奨を受けた場合、管理職は、寮生に保健所が指示した帰国者・接触者外来を受診させ、PCR検査の結果が判明するまで、当該寮生を他の寮生と関わらない個室で休養させる。また、関係者の行動状況等の情報収集を行う。なお、帰国者・接触者外来等への移動は公用車等を利用し、可能な限り人との接触を避けるとともに、サージカルマスクを着用し、こまめな換気を行うなど、管理職の感染予防に留意する。公用車等で生徒を移動させる場面では、後部座席に生徒を座らせ、前後の窓をスリット状（前窓を小さく開け、後窓を大きく開ける）に開放するなどして、前から後ろへの一方向の風

の流れをつくること。

- (4) 相談の結果、寮生が帰国者・接触者外来の受診勧奨を受けなかった場合、舎監は、管理職の指示により、寮生に病状に応じて医療機関（かかりつけ医）に事前に連絡してから受診させる。また、寮生の症状が改善するまで、当該寮生を他の寮生と関わらない自室で休養させ、症状が改善しない場合は、再度、管理職の指示によりセンターに相談させる。なお、医療機関等への移動は公用車等を利用し、可能な限り人との接触を避けるとともに、サージカルマスクを着用し、こまめな換気を行うなどの感染予防に留意する。
- (5) 校長は、PCR検査の結果、寮生又は舎監が感染者と判明した場合、学校の臨時休業措置、感染者の入院への対応等を行うとともに、保健所の指示に従って寮の消毒や感染拡大防止措置を徹底して行う。また、可能な限り寮生及び舎監の行動（感染判明前及び判明後）について情報収集するなど、保健所からの依頼に対応する。
- (6) (5) の感染者以外の寮生が保健所の指示によるPCR検査の結果、陽性が判明した場合、管理職は、保健所の指示に従って対応を行う。
- (7) (5) の感染者以外の寮生が保健所の指示によるPCR検査の結果、陰性が判明した場合、管理職は、保健所の指示に従って当該寮生を消毒後の寮又は宿泊施設（東中西各地区にある県立高校のセミナーハウス等）を活用して生活させ、2週間の健康観察を行う。
- (8) 校長は、寮生又は舎監の感染が判明した場合、若しくは、濃厚接触者等に特定された場合の対応（フロー図2参考）を記載したマニュアルを事前に作成する。

4 来寮者に対する感染予防対策について

- (1) 学校は、食事提供者に、寮に入る際は手指を消毒するよう指示し、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は寮に入らないよう指示する。
- (2) 舎監は、原則、寮内への立ち入りは禁止しているが、症状がないことを確認した外来者や面会者には、玄関で短時間での対応を行うとともに来寮者名簿に記録しておく。

5 食堂における感染予防対策について

- (1) 食堂及び厨房の網戸のある窓を開けるなど吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して定期的に十分な換気をする。
- (2) 食堂の出入口に手指の消毒設備を設置し、舎監は、寮生に食堂に入退室する際は手指の消毒を徹底するよう指導する。
- (3) 食堂に入ることができる人数（15名程度）を設定するとともに、寮生の食事等に十分な時間を設定して密な時間を防止し、舎監は、寮生に、分散して食事を摂るようにするなど工夫を行い食堂で密集しないよう指導する。
- (4) 発熱や咳、咽頭痛等がある寮生に対して自室で食事をとるよう指導・支援する。
- (5) フィジカルディスタンスを確保できるよう食堂の配席（対面しない配席、隣同士の距離）を工夫し、アクリル板やビニールカーテンで遮蔽する等の対応をとる。
- (6) 食堂で大声での会話を控える。

- (7) 箸、コップなどを一人ずつ個別に配布し、共有の箸箱等から取るなど他の寮生が触れる可能性のある形式での提供はしない形を指示する。
- (8) 食事の配膳はアルコール消毒をして各自が行う。
- (9) 追加の食についてはアルコール消毒をして各自取り分ける。
- (10) 各グループが食事終了時には、テーブルや椅子を消毒し、レンジ、冷蔵庫、調味料等は使用時にアルコール消毒をして使用する。
- (11) 舎監は、寮生と可能な限り動線を分ける。
- (12) 舎監は、寮生にマスクの着用及び作業終了後の手指の消毒の徹底を指導する。
- (13) 舎監は、寮生が自由に利用できる冷蔵庫の使用にあたって、開扉前の手指の消毒と、他人の物をできる限り触れないよう、割り当てられた保管場所の利用の徹底を指導する。

6 厨房における感染予防対策について

「飲食店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を参考に管理する。

7 委託業者等外部関係者の感染予防対策について

校長は、寮内で業務を行う業者や寮に出入りする外部関係者についても、寮内での新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底及び体調不良者の寮内への立ち入り自粛等を要請する。

8 脱衣室及び浴室における感染予防対策について

- (1) 脱衣室及び浴室の網戸のある窓を定期的に関開け、寮生が利用中も換気扇を常時使用するなど十分な換気を行う。
- (2) 脱衣室及び浴室に入ることができる人数を設定するとともに、マスクをしていない状況を考え、脱衣室及び浴室では、会話はできる限り控えるよう指導する。
- (3) 舎監は、発熱や咳、咽頭痛等がある寮生には浴室等の利用時間を別途指示し、使用後の消毒を徹底して行う。
- (4) 寮生はタオルやブラシ等を共用せず持参及び管理を行う。
- (5) 定められた人数であっても、できる限り脱衣室及び浴室では、シャワーを一つ置きに使用するなどフィジカルディスタンスを確保するとともに、大声での会話を控える。

9 寮室における感染予防対策について

- (1) 寮室の使用は個室とする。
- (2) 舎監は、寮生に網戸のある窓や出入り口を開けるなど定期的な換気をするよう指導する。換気にあたっては、扇風機の活用等、寮全体で一斉に窓を開放するなどにより空気の流れを作り、空気を入れ換えるよう指導する。
- (3) 舎監は、寮生に寮室で密閉、密集、密接とならないよう以下の徹底を指導する。
 - ・各階ごとに設置した消毒設備で、個室の電気スイッチ、エアコンのリモコンなどを含め、点検時に消毒すること。
 - ・他人の物にはできる限り触れないよう生活用品等の共有をさせない。
- (4) 舎監は、寮生に部屋替えの際に清掃に加えて寮室全体の消毒を徹底するよう指導

するとともに実施を確認する。

10 洗面室及びトイレにおける感染予防対策について

- (1) 学校は、自動水栓又は手を使わなくても開閉できる洗面台の設置に努める。
- (2) 学校は、トイレに常時換気できる設備（換気扇）の設置に努める。
- (3) トイレを使用した後は手洗い（手指の消毒）を徹底するよう指導する。
- (4) 寮生にタオルやブラシ等は共用せず持参するよう指導するとともに、歯磨きは飛沫が飛びやすいので、周囲を確認して注意して行う。

11 その他寮内の施設、設備（洗濯室等）の利用等について

- (1) 感染が疑われる寮生が発生した場合に備え、他の寮生と分けて収容する部屋を設定する（自室で対応する。）
- (2) 感染予防を徹底するため、寮生や外来者に守ってもらいたいことを箇条書き等でわかりやすくまとめたものを玄関、食堂、風呂場等の場所ごとに目に付く場所に掲示する。
- (3) 寮生が利用できる寮内の施設の人数をそれぞれ設定し、舎監は、寮生に設定人数内の使用の徹底を指導する。
- (4) 学校は、寮生が利用できる寮内の施設の出入口には手指の消毒設備を設置し、舎監は、寮生に入退室するときに必ず手指の消毒を徹底するよう指導する。
- (5) 学校は、寮生が利用できる寮内の施設内にペーパータオル及び消毒液を常備し、舎監は、生徒に、利用した後に多くの寮生が手を触れる箇所（ドアノブ、洗濯機のスイッチ、トレーニングマシン等）を消毒液による消毒するよう指導するとともに、1日の最終利用後に舎監自身により消毒液による消毒を行う。

12 その他

- (1) 舎監は、寮生に感染予防対策で生じたゴミ（使用済みマスクなど）はビニール袋に入れて密封してゴミ箱に捨てるよう指導する。
- (2) 舎監は、寮生にその他のゴミを回収し一時保管する場合も、ビニール袋に入れて密封した上で蓋つきのゴミ箱に保管するよう指導する。
- (3) 舎監は、寮生に他の寮生が出したゴミ等を回収して出す場合には、マスクや手袋を着用し、直接触れないよう指導する。

※ このマニュアルは最新の情報に基づき適宜更新する。